

令和4年 第2回 臨時会

第1号 (令和4年3月25日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告	P3
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P3
<input type="checkbox"/> 提案理由の説明	P4
<input type="checkbox"/> 質疑・討論	P4
<input type="checkbox"/> 町長あいさつ	P5
<input type="checkbox"/> 閉 会	P5

令和4年3月		池田町第2回臨時会 会議録			第 1 日	
招集年月日		令和4年3月22日			池田町告示第212号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和4年3月25日			午後3時15分	
散会 閉会		令和4年3月25日			午後3時23分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		4番	宇野 邦弘		5番	佐野 和彦
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	山本 弘紀				
	町 長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副 町 長	溝口 淳		農村政策課長	中村 博司	
	教 育 長	内藤 徳博		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課長	森川 弘一		保健福祉課長	山口 証明	
	町土整備課長	山崎 政弥		教育委員会 事務局長	飯田 康志	
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

# 令和4年第2回臨時会 日程表

令和4年3月25日（金）

## 開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第26号

池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の特例を定める  
条例の制定について

## 閉議・閉会

# 令和4年第2回臨時会会議録

令和4年3月25日

開始時間 午後3時15分

○飯田議長

本日、令和4年、第2回、池田町議会 臨時会が召集されましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

只今の出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年、第2回池田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○飯田議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、4番 宇野邦弘 君 5番 佐野和彦 君の両名を指致します

○飯田議長

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

異議なしと認めます。

よって本臨時会は、本日1日に決定致しました。

○飯田議長

日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本臨時会に、すでに配布のとおり、議案第26号の1件が提出されております。なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

○飯田議長

日程第4

議案第26号

池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の特例を定める条例の制定について を議題とします。

議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、議員各位にはご多用の中を議会臨時会にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは本日ご提案申し上げました議案の概要についてご説明申し上げます。議案第26号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の特例を定める条例の制定につきましては、このたび、民事訴訟における和解にあたり、学校の設置者及び管理監督者の責任として、町長及び教育長の給与の減額措置を実施するものでございます。その内容は、町長においては給与の10パーセントの減額を1ヶ月間、教育長においては給与の10パーセントの減額を3ヶ月間行うものでございます。以上、何卒よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○飯田議長

宇野君

○宇野邦弘議員

このたび出されました議案第26号、私は賛成の立場で討論致します。

町長、教育長の監督設置者としての責任を取るという形であります。ある意味では当然のことだと思います。あの痛ましい事件から本当に遺族の方が裁判に訴える、本当にこういう状況になるまでこうした責任の取り方、事務的手続きの問題もいろいろあるんでしょうけれども、私は今回の10パーセント1ヶ月町長、10パーセント3ヶ月教育長、額はあまりにも少なすぎる。なぜ和解に至るまでこうした責任の取り方できなかつたのか、そういう意味では賛成でありますけれども疑問です。第三者の調査報告書のなかでも、学校関係者の責任、はっきりと明記されています。当然、町長、教育長の管理監督責任、町立でありますからあるのは当たり前です。遅きに失し額や減額の1ヶ月も3ヶ月もあまりにも少な過ぎますけれども1つのけじめとしてこういう判断、賛成せざる得ないという思いで賛成討論とさせていただきます。

○飯田議長

これで討論を終わります。

○飯田議長

これより 議案第26号の採決を致します。お諮り致します。  
本案を 原案のとおり決定することに 賛成の方は起立を願います。

○飯田議長

ありがとうございました。全員起立です。  
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。  
町長より発言が求められていますので、これを許します。

○杉本町長

議長 町長杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

議員各位にはご多用の中にもご出席いただきまして、ただいまは妥当なるのご決議を賜りましたこと、ここ心より厚く御礼申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

○飯田議長

これにて、令和4年第2回臨時会を閉会致します。

(閉会時間 15 : 23)

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員